

平成27年6月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成27年度鳥取県一般会計補正予算
議案第 2号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算
議案第 3号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 4号 鳥取県個人情報保護条例の一部改正について（県民課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、全ての住民に個人番号が付されることに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の収集、利用及び提供の特例を定める等、所要の改正を行うものである。

[平成27年10月5日施行]

議案第 5号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、雇用人材総室）（財政課、就業支援課）

次のとおり鳥取県未来人材育成基金を新たに設置するものである。
（新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
鳥取県未来人材育成基金	地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。

[公布施行]

議案第 6号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課、鳥取力創造課）（税務課、参画協働課）

控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人を寄附金税額控除の対象に加えるものである。

（概 要）

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間に特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対してなされた寄附金を加える。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率推進課）

平成27年7月に向けた組織改正等に伴い、部局の所掌事務等の見直しを行うものである。

[平成27年7月1日施行]

議案第 8号 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正について（長寿社会課）

指定通所介護事業者がその設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、知事に届出を要することとする等、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の基準を改めるものである。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（子育て応援課）

子どもの医療に係る経済的負担の軽減を図るため、特別医療費の助成の対象を拡充する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

助成対象の拡充 現 行 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

改正後 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

[平成28年4月1日施行]

議案第10号 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について（子育て応援課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の職員配置基準を一部緩和するものである。

（概要）

保育所及び認定こども園に置く職員の基準については、准看護師を保健師及び看護師と同じ扱いとする。

[公布施行]

議案第11号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

中山間地域に立地する事業、大都市圏からの本社機能の移転を伴う事業及び外国会社の拠点となる工場等に関する事業に対する企業立地事業補助金の額については、投下固定資産額の1割及び初年度賃借料の5割を加算する。

二酸化炭素の排出量削減に有効な技術を用いる事業に対する企業立地事業補助金の加算措置を廃止する。

[公布施行]

議案第12号 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（社会教育課）

大山青年の家及び船上山少年自然の家の管理について、平成28年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 3年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成28年4月1日施行 ほか]

議案第13号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たに境港中野太陽光発電所を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
境港中野太陽光発電所	1,000キロワット	卸売

[規則で定める日から施行]

議案第14号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 700,000 円を和解の相手方に支払う。

概要：鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、大腸がん治療のための手術後の化学療法の実施に当たり、薬剤の副作用に関する説明が十分でないまま使用したことにより、和解の相手方に予期せぬ腹腔内膿瘍等の副作用が生じたものである。

議案第15号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（企画課）（広域連携課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

スポーツの振興を観光及び文化の振興と一体的に取り組むため、関西広域連合が処理する事務にスポーツに係る事務を追加する。

議案第16号 鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約の締結に関する協議について（地域振興課）

鳥取県日野地区連携・共同協議会において行っている事務をより迅速かつ効率的に行うことを目的とし、同協議会に代わり、連携会議を開くこと等を定めた連携協約を日南町、日野町及び江府町とそれぞれ締結することに関し各町と協議することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第17号 鳥取県日野地区連携・共同協議会の廃止に関する協議について（地域振興課）

日南町、日野町及び江府町との連携協約をそれぞれ締結することに伴い、鳥取県日野地区連携・共同協議会を廃止することに関し協議することについて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求めるものである。

報 告 事 項

報告第 1号 平成26年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 16件 繰越額 1,423,806千円

報告第 2号 平成26年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 205件 繰越額 22,337,178千円

報告第 3号 平成26年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 4,003千円

報告第 4号 平成26年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 108,235千円

報告第 5号 平成26年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 7件 繰越額 973,688千円

報告第 6号 平成26年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 105,030千円

報告第 7号 平成26年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 6,173千円

報告第 8号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年5月9日専決)
(人権教育課)

相手方：借受者の連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年5月9日専決)
(人権教育課)

相手方：借受者 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(3) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年5月9日専決)
(人権教育課)

相手方：借受者 1名
訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年5月9日専決)
(人権教育課)

相手方：借受者 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年5月10日専決)(農業大学校)

和解の相手方：東京都港区 企業
和解の要旨：県は、損害賠償金 36,936 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成 26 年 11 月 12 日、農業大学校の職員が、公務のため駐車場内に軽貨物自動車を駐車し、学生が降車しようとして助手席ドアを開けたところ、不注意により、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(6) 鳥取県税条例の一部改正について(平成27年5月12日専決)(税務課)

道路運送法施行規則の一部改正に伴い、条例中引用している同規則の条項及び用語の改正を行うものである。

[公布施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年5月13日専決)
(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥根県安来市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 317,164 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。
事故の概要：平成 26 年 8 月 20 日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成 27 年 5 月 14 日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：借受者の連帯保証人 1 名

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 1,454,696 円について、平成 27 年 7 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(9) 鳥取県住民基本台帳法施行条例等の一部改正について (平成 27 年 5 月 18 日専決)(地域振興課等)

住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県住民基本台帳法施行条例
- ・鳥取県特定非営利活動促進法施行条例
- ・鳥取県附属機関条例

[平成 27 年 10 月 5 日施行]